

3中教指第5043号
令和4年(2022年)2月14日

各幼稚園長様
各小・中学校長様

教育委員会事務局
指導室長 齊藤 光司
(公印省略)

まん延防止等重点措置の延長に伴う対応及び今後の教育活動について（依頼）

各校・園におかれましては、徹底した新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

本区におきましては、令和4年1月21日付 3中教指第2624号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（依頼）」に基づき、教育活動を継続していただいているところです。

この度、感染拡大が続く状況を踏まえ、東京都におけるまん延防止等重点措置の適用期間の延長が決定しました。各園・校においては、引き続き危機感をもって感染症対策に取り組むことが重要となります。

つきましては、下記に示した、**2月14日以降のまん延防止等重点措置期間中の教育活動**についての内容を貴職下 教職員に周知いただき、感染症対策についての指導を継続しながらも、幼児・児童・生徒の健やかな学びのために実施可能な教育活動に工夫して取り組んでいただくようお願いします。

記

1 基本的な感染症対策の徹底について

- (1) マスクの正しい着用、3密（密集・密接・密閉）の回避、正しい手洗い・手指消毒、咳エチケット等の徹底
- (2) 毎朝の検温、健康観察の徹底（咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合は登校を控えるよう呼びかける。同居の家族に同様な症状が見られる場合も登校を控えるよう呼びかける。）
- (3) 教室等における密集の回避、常時換気の徹底
- (4) 黙食の徹底

2 日常の教育活動について

今までも行ってきた基本的な感染症対策を徹底し、各校・園での活動による濃厚接触者が出ないように留意しながら、日常の教育活動を継続する。

※濃厚接触者は次のように定義されている。

【濃厚接触者の定義】

陽性者の発症2日前から現在までの間に、下記①または②の状況に該当する者

- ① 長時間の接触（同居、車内等）があった者
- ② 1メートル以内の距離で必要な感染予防策（マスク等）をとらずに、陽性者と15分以上接触した者

- (1) グループや少人数による話し合い活動、理科（観察・実験）については、基本的な感染症対策、人数や時間の適切な設定、十分な距離の確保、などを行った上で実施する。
- (2) 音楽（歌唱・管楽器など）、家庭科（調理実習など）等の、感染症対策を講じてもなお、飛沫感染の可能性が高い教育活動については行わず、代替の活動を実施する。
- (3) 熱中症等のリスクを鑑み、マスクを外すよう指導する場合は、換気や幼児・児童・生徒の間に十分な距離（1メートル以上）を保つ等の配慮をする。
- (4) 給食前後の行動についての指導を徹底する。給食時はマスクを外すことから、緊急事態宣言下同様の対応とする。（給食前後の手洗い、手洗い場や廊下が密にならない工夫、配膳時に話をしないこと、黙食 など）

3 土曜授業公開日について

小学校における2月19日（土）の土曜授業については、保護者が来校しての授業公開は行わず、通常の午前授業とする。オンラインでの授業公開や学校・学年便り等で授業の様子を伝えるなど、各校で工夫を講じ、保護者が授業の様子を知る機会を用意するよう努める。

4 集会・学校行事・保護者会等について

実施の際は、保護者の理解を十分に得た上で、下記の留意点に配慮する。

- (1) 全幼児・児童・生徒が、1つの会場で密になる規模の行事・集会等は開催はしない。
- (2) 行事・集会等において、歌唱や管楽器の演奏は行わないこととする。
- (3) 行事等の当日だけでなく、練習や準備においても十分に配慮する。行事等の当日及び練習や準備時に幼児・児童・生徒の安全が確保できないと判断する場合は、延期または中止とする。
- (4) 保護者が来校する場合は、時間、場所、集団等を指定し、密にならない場合のみ可とする。学年入れ替えの形をとった場合でも、密にならないよう十分配慮する。
- (5) 来賓・地域関係者は原則として招かない。
- (6) 式典（卒業式）については、学校教育課学校経営支援係の通知に従って実施する。

5 校外学習・遠足・宿泊を伴った学校行事等について

感染症の拡大防止を鑑み、実施する場合には下記の留意点に配慮した上で実施する。

- (1) 移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施が望ましい。公共交通機関を利用する場合は、事前に実地踏査等で状況を把握し、混雑する時間帯の利用を控えたり少人数ごとに分散して利用するなど、計画を工夫する。

※緊急事態宣言が発令された場合は、公共交通機関は利用しない。

- (2) 見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しいまたは高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設は避ける。
- (3) 宿泊行事を実施する場合は、1泊2日とする。宿泊の際は、宿舎での過ごし方（入浴時や就寝時）や食事の仕方等について十分配慮する。対策を講じてもなおリスクが高いと考えられる場合は、指導室や学校教育課と連携し、日帰りや延期等の対応について判断する。

※中学校の修学旅行については、状況に応じ、別途対応する。（現段階では2泊3日での実施とする。）

※緊急事態宣言が発令された場合は、宿泊行事は実施しない。

- (4) 保護者には、感染症対策について丁寧に説明し、同意を得る。参加に際しては、各家庭の考えを十分に聞き取る。
- (5) 実施に際しては、健康観察カード等を活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても2週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

- (6) 保護者に対しては、保護者自身が体調不良になると児童・生徒の引き取りが困難になる場合があることを丁寧に説明し、家族の健康観察の重要性について理解を求める。

6 部活動について

保護者の理解を十分に得た上で、下記の留意点に配慮して実施する。

- (1) 感染リスクの高い活動は控える。接触を伴う活動、飛沫感染の可能性がある合唱・合奏等においては、十分な距離を取り、換気を徹底するなど、必ず感染症対策を講じる。
生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- (2) 熱中症等のリスクを鑑み、活動中はマスクを外すよう、状況に応じた声掛けをする。
マスクを外す場面では、大声を出さないこと、近距離での発声や会話は控えることを徹底する。ミーティング等の際には必ずマスクを着用させる。
- (3) 対外試合・合同練習等は、各部活動の意義や目的に照らして慎重に判断する。実施する場合は必ず保護者の同意書を得る。会場への移動、昼食、更衣等も含め、学校として責任をもって感染症対策を講じた上で実施する。

7 教育活動の継続に関して

教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合や学級閉鎖・学年閉鎖等の場合にも、幼稚園・学校の機能を維持しながら学びの保障を継続するため、各園・校の状況に応じて体制を整備する。

また、以下のような対応が取られることをあらかじめ保護者に周知し、家庭への協力を呼びかけるなど、スムーズな移行ができるような体制を整える。

(1) 登校できない児童・生徒に対する対応【◎は必須】

◎電話、ICT等を活用し、健康状態や学習状況を把握する。

◎12月より配備されている「授業配信用iPad」「モバイルルーター」等を使用し、普通教室で行われている授業を配信する。

○適宜、オンラインで参加している児童・生徒にも質問を促すなど、双方向の授業となるよう工夫する。

○休み時間等に学級の児童・生徒とオンラインで交流できるようにするなど、工夫した活用をする。

(2) 学級・学年閉鎖等により児童・生徒が登校できない場合の対応【◎は必須】

◎Google フォーム等を活用した健康観察を行い、発熱等の状況を把握する。

◎Google Meet を活用したオンラインでの学級活動（朝の会、帰りの会等）等を行う。

◎Google Meet を活用したオンライン授業を行う。発達段階等に応じ、オンラインでつながる時間を工夫したり、プリント等の教材を併用する。

○休み時間等に学級の児童・生徒同士がオンラインで交流できるようにするなど、工夫した活用をする。その際、活用に関するルール作りなど、情報モラルに関する指導も併せて行う。

※参加している児童・生徒数等の状況によって、授業内容を先に進めてよいが、学校再開後は、児童・生徒の理解の状況を的確に把握し、必要に応じて復習等を行うこと。

(3) 出勤できない教職員が複数名いる場合の対応

○教員体制に応じた時間割の再編成を行い、教育活動を維持する。

【例】・ある学級で行っている授業を、別の学級にオンラインで配信し、複数クラスの授業を同時に進める。

・本人の体調に問題がない教員がいる場合は、自宅からオンライン授業を行う。

○分掌業務に優先順位を付け、業務を精選し、教員に分担しなおす。

○教育活動を継続するために必要な教員を確保するに当たり、次の取組を活用したい場合は、教職員係（内線6412～6415）まで事前に相談する。

① 加配教員の弾力的な活用

- ア 指導方法工夫改善加配が措置されている学校（主に小学校）で、少人数指導において指定教科以外の教科を指導するなど、同加配教員を弾力的に活用したい場合
- イ 指導方法工夫改善加配以外の加配で措置されている加配教員（不登校加配教員等）を、加配本来の目的の範囲内で弾力的に活用したい場合（加配実施計画書に記載した活用方法を一時的に変更したい場合など）

② 講師時数の申請

教育活動の実施に当たり、校内調整を行ってもなお講師時数が必要となる場合

③ 新人育成教員の活用

新人育成教員が配置されている学校であって、同教員を、校長が必要と認める職務に、担任する学級を離れて当たらせたい場合

- 出勤できない教員が3割程度発生するなど、教育活動に著しい支障が生じる状況において、臨時的任用教員の配置を希望する場合は、別途送付している通知（令和4年2月10日付 3中教指第5003号）を参照すること。

8 児童・生徒等の出席等の取扱い等について

(1) 不安で登校できない児童・生徒について

令和3年7月20日付 3中教指第2129号のとおり、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。

(2) 臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）で登校できない児童・生徒について 指導要録上「出席停止・忌引等の日数」とする。

【留意事項】

- ・(1)(2)とも、オンラインを活用した学習の指導を自宅等の校外で受けたとしても、「出席」としては扱わない（授業時数としてカウントしない）。一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導を受けたと校長が認める場合には「オンラインを活用した特例の授業」として記録することができる。
指導要録への「オンラインを活用した特例の授業」の実施の記録の記載については、校務支援システムC4t hにより行うことができるようアップデートする予定である。操作方法については、別途通知する。
- ・臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったとしても、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないことを踏まえ、今年度の指導内容を終えるよう、オンラインを活用しながら指導を進める。

9 今後の区主催の教員研修等について

日程	名称	実施について
2月14日（月）～	教育課程届出 相談日	予定どおり実施
2月17日（木）	初任者研修⑩ 教育マイスター研修⑤（閉講式）	予定どおり 集合して実施
2月24日（木）	生活指導主任会⑤	予定どおり 集合して実施

2月25日(金)	特別支援教育コーディネーター連絡協議会③	予定どおり 集合して実施
3月1日(火)～	教育課程届出 受付日	予定どおり実施
3月8日(火)	教務主任会⑤	集合して実施予定 (後日別途通知)
3月10日(木)	学校教育向上事業指定校連絡協議会	集合して実施予定 (後日別途通知)

- 学校教育向上事業研究発表会については、指導室と相談しながら実施方法を決定する。
- 今後の感染拡大状況によっては、対応を変更する。その際は別途通知する。

10 その他

参考として、以下の文書を送付する。

- 新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて
(3中教指第2129号)
- 義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート(文部科学省)
- 実践事例通信「学びのアップデート」臨時号(令和4年2月7日東京都教育庁総務部教育政策課)

【担当】 教育委員会事務局指導室
 [教育活動に関すること]
 指導主事 矢澤 理恵
 内線6422
 [教職員の服務に関すること]
 教職員係 内線6412~6415